## 6. 民生委員・児童委員に相談したい時は?



生活上の心配事や、子育て、介護での不安などがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員にお気軽に相談ください。 民生委員・児童委員及び主任児童委員には守秘義務があるため、相談内容などの個人情報は守られます。お住まいの地域の民生委員・児童委員及び主任児童委員についてはこちらをご参照ください。

もし、お住まいの地域の委員が欠員の場合は、下記までご連絡ください。

## 【お問い合わせ先】

保健福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ (本館1階)

電話 06-6902-6093

メールフォームによるお問い合わせ